

# 石川県立九谷焼技術研修所環境行動計画

平成22年1月25日

## ■ 取組方針

石川県立九谷焼技術研修所は、九谷焼産業の発展を担う人材を養成し、並びに九谷焼の商品開発等に関する調査及び指導を行っており、九谷焼技術者自立支援工房は、九谷焼産業を担う人材の自立を支援しています。

こうしたことから、当研修所において人材養成や調査・指導を進めていくうえで、環境保全全般について、職員一人ひとりが強い意識を持って取り組むことは、大変重要なことであると考えます。また、公的機関として、民間企業や県民に対して率先し、模範となるよう行動する使命を背負っているものと認識しております。

このため、私たちは、当研修所の活動が環境負荷へ及ぼす影響を少なくするために、以下の行動に取り組みます。

- ① 事業活動の中で省エネルギー化・省資源化（紙の節約）を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 事務用品の購入にあたっては、積極的にグリーン製品を採用します。
- ③ 資源（用紙）のリサイクルを進め、有効利用を図ります。
- ④ 窯の利用効率の向上に努めてまいります。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成22年1月25日

石川県立九谷焼技術研修所  
所長 大川 昭夫

### 3 環境負荷低減の取組

当研修所では、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次の通りです。

目標一1	<p>二酸化炭素の排出量を、平成18～20年度の三カ年平均（約 110,288 kg·CO<sub>2</sub>）を基準として平成22年度までに約2% 108,082 (kg·CO<sub>2</sub>) 以下に削減する。</p> <p>※H20 実績において H22 の目標値はクリアされているが、学生の実習で窯（ガス窯・電気窯）を使用するため、学生数により窯の使用頻度が増減することから3ヶ年平均を基準として目標値を設定した。しかし、H22 に向けて H20 実績を下回ることを目指します。</p>
具体的な取組	<p>（事務所での取組）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 冷房温度（28 度）と暖房温度（20 度）を厳守する</li><li>② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源OFFを徹底する</li><li>③ 人のいないエリアの消灯を徹底する</li><li>④ パソコン・コピー機の節電機能を活用する</li><li>⑤ 休日前には、パソコンのコンセントを抜いておく</li><li>⑥ 窯の効率的な利用に努める</li></ul> <p>（公用車の使用に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑦ アイドリングストップを徹底する</li><li>⑧ 車両の点検を定期的に行う</li><li>⑨ 車両の使用計画を課内に掲示する</li></ul>

目標一2	コピー用紙などの紙類については、100%のリサイクルを維持する。 その他の焼却又は埋め立て廃棄物の排出量を把握しつつ漸減に努めていく。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>① 現時点から廃棄物排出量を正確に計測・記録する</li><li>② シュレッダーの使用は機密書類に限定する</li><li>③ 使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう</li><li>④ 詰め替え可能な製品を優先的に購入する</li><li>⑤ 封筒、ファイル、フォルダーなどは繰り返し使用する</li><li>⑥ 事務連絡にはできるだけ通い封筒を使用する</li></ul>

目標一3	コピー用紙の使用量を、平成18～20年度の三カ年平均（148kg）を基準として平成22年までに140kg以下に削減する。
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成した資料やメール等で収受した資料は、パソコン画面上での確認を徹底する</li> <li>② 書類・資料の電子データ化を進め、メールでのやり取りを徹底する</li> <li>③ 両面印刷、両面コピーを徹底する</li> <li>④ 使用済み用紙の裏面を利用する</li> <li>⑤ コピー機のコピーボタンを押す前に、必ず設定を確認する</li> </ul>

目標一4	環境に配慮したOA機器・事務用品を使用する
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① グリーン購入法で定められた物品の調達にあたっては、グリーン化購入率をできるだけ100%に近づける</li> <li>② 「石川県グリーン購入調達方針」を再度全職員に周知し、公的機関が率先してとりくまなければならないことを認識してもらう</li> <li>③ 当研修所が発行する印刷物納入等に携わる業者に対し、①に取り組むよう協力を依頼する</li> </ul>

#### 4 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減の取組」を推進するために、次長（事務）を環境管理責任者とし、また責任者の下に環境推進員を置き、具体的な取組の実施状況を以下のとおりチェックします。

- ・ 「日常業務活動チェック表」に基づき、節電状況などについて推進員及び最終退庁者が毎日確認、記入を行い、月単位で責任者のチェックを受けます。
- ・ 年間の電力、燃料などの使用量及びグリーン化製品の購入率を集計し、増減理由や達成率などを分析し、次年度以降の行動計画にどう反映させるか組織的に検討します。